

第11回 NPO法人会計講座

令和元年12月

こんにちは、宮崎県生活・協働・男女参画課です。

今年最後の講座を配信いたします。(早いですね～)

今回は、経過勘定について御説明します。

経過勘定???って何?って感じるとおもいますが、

損益計算書の精度を高めるために非常に重要な会計処理です!

NPO法人の会計を担当される方にとっても避けて通れない会計処理となりますので、今回と次回に分けて御説明いたします。

まず例をあげて説明します。

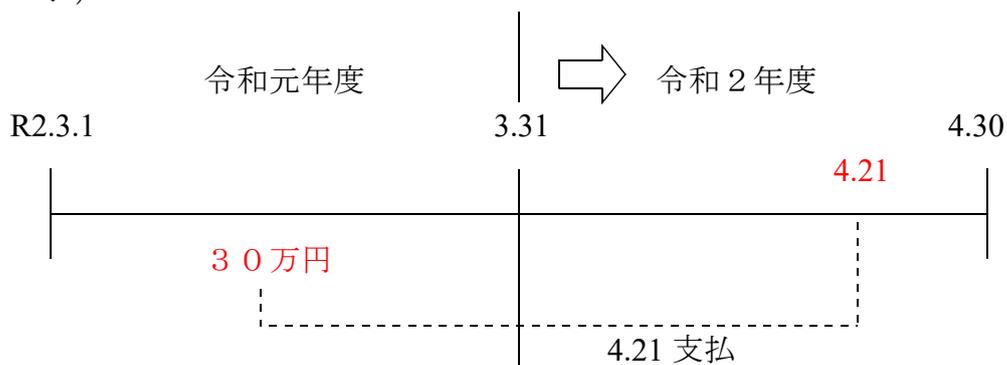
例えば、会計期間が4月1日～3月31日の会計期間で、従業員の給料を翌月21日に支払う法人があるとします。

企業は、令和元年度末の3月分(令和2年3月1日～3月31日の期間働いた分)の給料(30万円とします)を、翌月(令和2年4月)の21日に支払うこととなりますが、支払日の令和2年4月は、年度としては令和2年度になりますよね。

この3月に働いた分の給料(30万円)は令和元年度の損益計算書に反映されるのでしょうか?

それとも実際に支払った令和2年度の損益計算書に反映されるのでしょうか?

(イメージ)



(仮説1) この30万円は、3月1日から3月31日の労働に基づいて発生したものである
ので、令和元年度の損益計算書に反映した方がよい。

(仮説2) 実際に支払うのは令和2年度 (R2.4.21) なので、令和2年度の損益計算書に
反映した方がよい。

どっちが正解でしょうか？

答えを申し上げますと、**令和元年度の損益計算書**に反映させることとなります。
(仮説1が正解)

それは、企業会計が「**発生主義**」という考え方を採用しているからです。
(対して支払った日をベースに考えるのは「現金主義」といいます。)

発生主義は、費用及び収益をその発生の実事に基づいて認識するものです。

発生主義に基づいた会計処理を行うことにより、損益計算書がその会計年度に発生した
収益・費用を計算する書類となるわけです。

具体的に、今回の例の仕訳は、令和元年3月31日の時点で次のように行います。

支払給与	30万円	／	未払給与	30万円
(当期の費用として計上)			(負債として計上)	
↑			↑翌月21日に支払う義務を負うので負債	
<u>令和元年度の損益計算書に反映される。(←発生主義!!)</u>				

そして、この**未払給与 (未払費用)**のことを「**経過勘定**」といいます。
(実際にはまだ支払っていないものの、支払う義務が発生したので計上する勘定)

なお、経過勘定には、今説明した未払費用の他に**4種類**あります。
今回は、もう一種類 (**前払費用**) を御説明します。

まだ発生していない費用を前払いした場合は、「**前払費用**」という「**経過勘定**」を
使用します。

例えば、先ほどの法人が、令和元年10月1日に、車両保険料向こう1年分の10万円
を支払ったとしましょう。

この場合、支払った10万円の内訳を発生主義の観点から捉えると、半分の5万円分が
令和元年度分の車両保険料で、残りの5万円が令和2年度分の車両保険料となりますよね。

そのため、この10万円の車両保険料 (費用) を、5万円ずつそれぞれ令和元年度分、
令和2年度分の損益計算書に対応させる必要があります。

【今回のまとめ】

- ・ 企業会計は「発生主義」を採用している。
- ・ 発生主義に基づき、発生時点と支払時点（と受取時点（←次回説明））が異なる取引については「経過勘定」を用いた会計処理を行う。
- ・ このことによって、損益計算書がその会計年度に発生した収益、費用を反映したものとなる。



今回、説明した経過勘定（2種類）

- 1 未払費用（負債項目）
既に発生しているが、支払いは将来行う費用。
将来払う必要があるので「負債」となる。
- 2 前払費用（資産項目）
将来発生するものであるが、既に対価を支払った費用。
既に払ったため、将来発生したときに払う必要がないので「資産」となる。

今回はここまでです。

おつかれさまでした☆